

正会員 各位

(一社)全国ＬＰガス協会

賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供について
(お願い)

標記につきまして、経済産業省石油流通課より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、消費者が入居前にその賃貸集合住宅のＬＰガス料金を知る機会が与えられていない状況にあり、入居の時にＬＰガスの供給契約を締結する際、消費者側がＬＰガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のＬＰガス料金を受け入れざるを得ない状況であることを受け、別添１のとおり、取引適正化の課題があるとのこと及び料金透明化の観点から、当協会に周知依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者に対し、下記の趣旨及び別紙のＬＰガス販売事業者宛の依頼内容をご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、経済産業省からは、国土交通省に対しても、不動産業者への周知の依頼を行っており、国土交通省からは別添３のと通りの周知依頼文書が発出されました。

なお、同様の内容が以下のホームページにも掲載されております。

◎経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

- ・集合賃貸住宅におけるＬＰガス料金の透明化

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_chintai/index.html

記

ＬＰガス事業者が自らＬＰガスを供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既に供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のＬＰガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「ＬＰガス料金表」などにより予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に情報提供する。

添付資料

別添１ 賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供のお願い「(全Ｌ協宛)」

別添２ 賃貸集合住宅における入居前のＬＰガス料金情報提示の取り組み「(流通課作成)」

別添３「賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供について」周知依頼「(国交省発出)」

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 笠間、瀬谷、岩田

令和3年6月1日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

また、コロナ禍においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じていただきながら、全国におけるLPガスの安定供給に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、平成29年にLPガスの取引適正化、料金透明化に向け、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の改正、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるLPガスの供給については、消費者が入居前にその物件のLPガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にLPガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のLPガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正について、国土交通省等と協議をした結果、改善策として添付の内容を徹底いただくこととなりましたので、会員のLPガス販売事業者に対し、周知いただくようお願いいたします。

以 上

令和3年6月1日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 御中
住宅局 住宅総合整備課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

「賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供のお願い」の周知依頼

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるＬＰガスの供給については、消費者が入居前にその物件のＬＰガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にＬＰガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のＬＰガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策として、全国のＬＰガス販売事業者に対し、「賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供のお願い」（別添2）を周知します。

つきましては、本協力要請の効果を上げるため、御省所管の関係業界団体に対しても（別添2）を周知していただくようお願いいたします。

以 上

令和3年6月1日

L P ガス販売事業者 各位

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供のお願い

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるL P ガスの供給については、消費者が入居前にその物件のL P ガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にL P ガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のL P ガス料金を受け入れざる得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策について、国土交通省等と協議した結果、改善策として下記徹底方をお願いいたします。

なお、下記内容を実施していただくことにより、所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社を通じて賃貸集合住宅の入居者に対し、当該物件のL P ガス料金が予め提示できることとなるため、L P ガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のL P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「L P ガス料金表」の参考例などにより、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）に情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「L P ガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のL P ガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以 上

別添

(様式)

L P ガ ス 料 金 表(例)
(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等:

販売事業者名

連絡先(電話番号):

[料金内訳(月額、消費税込み)]

基本料金 : 〇〇〇〇円

従量料金 : 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

機器設備等料金

(機器設備等名〇〇〇) : 〇〇〇円(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

(機器設備等名〇〇〇)

原料費調整制度 : 算出方法:
現時点の調整額: 〇〇〇円
による調整額 : 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
してください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

[上記料金による使用量別料金早見表(単位:円/月(消費税込み))]

m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み

賃貸集合住宅の空き物件にかかるLPガス料金の情報を関係業界の連携により、入居前の消費者に提示。（令和3年6月1日に経済産業省、国土交通省から関係業界に協力依頼）

LPガス販売事業者

関係団体：（一社）全国LPガス協会

LPガス料金情報の通知

空き物件のオーナー

関係団体：
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

不動産管理会社

関係団体：
（公財）日本賃貸住宅管理協会

LPガス料金情報の通知

不動産仲介業者

関係団体：（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産協会、
（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、
（一社）不動産流通経営協会、（公社）全日本不動産協会

LPガス料金情報の提示

入居前の消費者

（様式）

LPガス料金表（例） （令和〇〇年〇〇月現在）

物件名称 _____

部屋番号等： _____

販売事業者名 _____

連絡先（電話番号）： _____

〔料金内訳（月額、消費税込み）〕

基 本 料 金	： 〇〇〇〇円
従 量 料 金	： 〇〇㎡まで〇〇〇円、〇〇㎡～〇〇㎡〇〇〇円、 〇〇㎡～〇〇㎡〇〇〇円、〇〇㎡以上〇〇〇円
機器設備等料金 （機器設備等名〇〇〇）	： 〇〇〇円（該当がない場合は、「該当なし」と記載。） （機器設備等名〇〇〇）
原料費調整制度 による調整額	算出方法： 現時点の調整額：〇〇〇円 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせください。（該当がない場合は、「該当なし」と記載。）

〔上記料金による使用量別料金早見表（単位：円/月（消費税込み））〕

㎡	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上

(案)

事 務 連 絡
令 和 3 年 月 日

各業界団体の長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

賃貸型集合住宅における L P ガス料金の情報提供について（周知依頼）

賃貸型集合住宅において、入居者が L P ガス業者を選択できず特定の L P ガス業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後に L P ガス料金を巡るトラブルが発生していることを受け、今般、賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時における L P ガス料金の透明化の促進のため、別添 1 のとおり、経済産業省資源エネルギー庁より、L P ガス事業者に対し、賃貸型集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に対して L P ガス料金について情報提供を行うことが依頼されました。

併せて、別添 2 のとおり、国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸型集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対して L P ガス料金について情報提供を行うことを依頼いたしました。

つきましては、L P ガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるようにするため、下記の事項に関して、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

記

L P ガスが供給される賃貸型集合住宅について、賃貸借の仲介を行う宅地建物取引業者が、入居募集中の賃貸型集合住宅の物件に関し、当該賃貸集合住宅を管理する所有者又は不動産管理会社から、当該募集物件に係る L P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある資料（「L P ガス料金表」等）の提供を受けている場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、あらかじめ、情報提供すること。

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 1 日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」の周知について

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

標記につきまして、資源エネルギー庁においては、「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」を作成し、全国のLPガス販売事業者に対して周知を行っているところですが、この度、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、借主の利益保護を図る観点から、借主がLPガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、管理する賃貸型集合住宅について、LPガス事業者から募集物件のLPガス料金が記載された資料（「LPガス料金表」等）について情報提供があった場合には、当該物件の仲介を行う宅地建物取引業者に対し、当該物件のLPガス事業者名、連絡先及びLPガス料金が記載された資料について情報提供を行うよう、丁寧な対応をお願いいたします。

以 上

(別添)

令和3年6月1日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 御中
住宅局 住宅総合整備課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

「賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供のお願い」の周知依頼

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるＬＰガスの供給については、消費者が入居前にその物件のＬＰガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にＬＰガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のＬＰガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策として、全国のＬＰガス販売事業者に対し、「賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供のお願い」（別添２）を周知します。

つきましては、本協力要請の効果を上げるため、御省所管の関係業界団体に対しても（別添２）を周知していただくようお願いいたします。

以 上

(別添2)

令和3年6月1日

ＬＰガス販売事業者 各位

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供のお願い

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるＬＰガスの供給については、消費者が入居前にその物件のＬＰガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にＬＰガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のＬＰガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策について、国土交通省等と協議した結果、改善策として下記徹底方をお願いいたします。

なお、下記内容を実施していただくことにより、所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社を通じて賃貸集合住宅の入居者に対し、当該物件のＬＰガス料金が予め提示できることとなるため、ＬＰガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のＬＰガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「ＬＰガス料金表」の参考例などにより、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）に情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「ＬＰガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のＬＰガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以 上

別添

(様式)

L P ガ ス 料 金 表(例)
(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等:

販売事業者名

連絡先(電話番号):

[料金内訳(月額、消費税込み)]

基 本 料 金 : 〇〇〇〇円

従 量 料 金 : 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

機器設備等料金

(機器設備等名〇〇〇) : 〇〇〇円(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

(機器設備等名〇〇〇)

原料費調整制度
による調整額

算出方法:

現時点の調整額: 〇〇〇円

現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
してください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

[上記料金による使用量別料金早見表(単位:円/月(消費税込み))]

m ³ \ m	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上